

京都市告示第 369号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年10月 8日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 一般国道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
367号	左京区高野泉町40番地の63地先から	旧	メートル 62.50	メートル 11.60 ~ 11.95
	同町40番地の76地先まで	新	62.50	11.60 ~ 11.95

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
北泉通	左京区高野泉町6番地の109地先から	旧	メートル 44.00	メートル 11.00 ~ 18.80
	同町40番地の64地先まで	新	44.00	11.00 ~ 22.00
川端通	左京区高野泉町40番地の76地先から	旧	62.50	11.60 ~ 11.95
	同町40番地の63地先まで	新	62.50	11.60 ~ 11.95
松ヶ崎5号線	左京区松ヶ崎正田町7番地の7地先から	旧	11.80	6.00 ~ 13.00
	同町7番地の11地先まで	新	11.80	6.00 ~ 13.00

松ヶ崎35号線	左京区松ヶ崎小竹藪町49番地の7地先から	旧	109.40	6.10 ~ 11.00
	同区松ヶ崎正田町7番地の11地先まで	新	110.10	11.00 ~ 15.00

(建設局土木管理部道路明示課)